

特定共同企業体（JV）を入札参加資格要件とする対象工事の基準等について

1 特定共同企業体（JV）の現状

- (1) 設計額1億円以上の工事は、原則として特定共同企業体（JV）の結成を資格要件としている。
- (2) 単独事業者も参加できる混合方式は、導入していない。

2 経緯

| 時期 | 項目 | 制度内容 | 理由 |
|--------------|--------|---|-----------------|
| 平成18年 3月～ | 対象範囲拡大 | 公募型指名競争入札の対象工事のうち設計額10億円以上 → 設計額10億円以上 | 一般競争入札の導入に伴うもの。 |
| 平成21年 4月～ | | 設計額10億円以上 → 設計額3億円以上 | |

※「長岡市共同企業体運用基準附則第3項」で3億円未満の工事であっても対象とすることができる。

3 他団体との比較

| | 長岡市 | 新潟市 | 上越市 | 新潟県 |
|------------------|---------------------|--|---------------------|--|
| 指名競争入札の範囲 | 130万円超 2,000万円未満 | 250万円超 1,000万円未満 | 130万円超 2,000万円未満 | 250万円超 1億2,000万円未満 |
| 一般競争入札の範囲 | 2,000万円以上 | 1,000万円以上 | 2,000万円以上 | 1億2,000万円以上 |
| JVへの発注 (主な工種) | 1億円以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・土木：5億円以上 ・建築：3億円以上 ・設備：1億円以上 ・造園：7,500万円以上 | 1億円以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ダム：20億円以上 ・土木構造物、建築物及び設備：10億円以上 ・土木、建築、設備：5億円以上 |